

久喜市事業者・農業者物価高騰等対策給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら、原油価格・物価高騰といった経済環境の変化が、事業者、運輸業者及び農業者の事業運営に甚大な影響を与えていることを踏まえ、物価高騰等の影響を受けている事業者、運輸業者及び農業者に対し、事業継続を支援するための久喜市事業者・農業者物価高騰等対策給付金（以下「給付金」という。）を給付する久喜市事業者・農業者物価高騰等対策給付金給付事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「事業者」とは、市内に事業所又は事務所を有する久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成29年久喜市条例第10号）第2条第2号に規定する中小企業若しくは同条第3号に規定する小規模企業、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条1項第5号に規定する医業を主たる事業とする法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（運輸業者及び農業者を除く。）をいう。

2 この告示において「運輸業者」とは、市内に事業所又は事務所を有する久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例第2条第2号に規定する中小企業又は同条第3号に規定する小規模企業のうち道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業又は同条第4項に規定する貨物自動車運送事業を営むものをいう。

3 この告示において「農業者」とは、市内に住所又は事業所を有する久喜市農業基本条例（平成25年久喜市条例第59号）第2条第2号に規定する農業者をいう。

(給付対象者等)

第3条 給付金の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）

は、申請時点において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市税に滞納がないこと。
- (2) 事業者、運輸業者又は農業者であること。
- (3) 給付金の給付後においても、事業を継続する意思を有すること。
- (4) 事業者又は運輸業者にあつては、令和4年1月から6月までの間の任意の1か月の売上が平成31年から令和3年の任意の年の同月と比較して20パーセント以上減少していること。
- (5) 運輸業者にあつては、旅客自動車運送事業を行うための許可を受け、又は貨物自動車運送事業を行うための許可を受け、若しくは届出を行っていること。
- (6) 個人の事業者又は運輸業者にあつては、令和3年分の事業所得の申告を行っていること。
- (7) 農業者にあつては、令和3年分の農業所得の申告を行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付対象者としな

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（同項第2号に規定する店舗型性風俗特殊営業に係るものに限る。）を行う事業者
- (2) 久喜市暴力団排除条例（平成25年久喜市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者
(給付額等)

第4条 給付金の額は、次の各号に掲げる給付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 事業者 5万円
(2) 運輸業者 10万円
(3) 農業者 5万円

2 給付金の給付は、給付対象者につき前項各号のいずれか1つに限るものとし、給付の回数は、1回とする。

(給付の申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業者・農業者物価高騰等対策給付金申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長が指定する日までに、市長に提出するものとする。

- (1) 事業者又は運輸業者にあつては、令和4年1月から6月までの間の任意の1か月の売上及び平成31年から令和3年までの任意の年の同月の売上が確認できる書類
- (2) 事業者又は運輸業者にあつては、事業所又は事務所が市内に所在していることが確認できる書類
- (3) 運輸業者にあつては、旅客自動車運送事業に係る許可書、更新許可書若しくは許可申請書（以下これらを「許可書等」という。）の写し又は貨物自動車運送事業に係る許可書等若しくは届出書の控えの写し
- (4) 農業者にあつては、市内に住所又は事業所を有していることが確認できる書類
- (5) 事業者若しくは運輸業者で個人のもの又は農業者にあつては、令和3年分の確定申告書B第一表の写し

(6) 振込先が確認できる書類

(7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(給付の決定等)

第6条 市長は、申請書兼請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付の決定をしたときは、申請者に給付金を給付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により給付金の給付をしないことを決定したときは、事業者・農業者物価高騰等対策給付金不給付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(給付の決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により給付金の給付の決定を受けたときは、当該決定を取り消すことができる。

(給付金の返還)

第8条 市長は、給付金の給付の決定を取り消した場合において、当該給付金が給付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(調査等)

第9条 市長は、給付金の給付を適正に行うため必要があるときは、申請者に対して、報告させ、又は職員に関係帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、久喜市事業者・農業者物価高騰等対策給付金給付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに給付の決定をした給付金については、この告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。